

令和元年11月25日

小鹿野町長 森 真 太 郎 様

小鹿野町使用料等審議会  
会長 阪 本 昇 寿

小鹿野町使用料等の適正化について（答申）

令和元年7月8日付け小鹿総政第146号で諮問のあった小鹿野町使用料等の適正化について、小鹿野町使用料等審議会（平成31年小鹿野町条例第1号）第2条の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

## 答申書

はじめに

小鹿野町では、これまで、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）については、町民全体の負担の公平性の観点や近隣自治体との均衡の観点などを踏まえ、合併以後長年にわたり据え置きとなっている現状もあり、受益者負担の適正化に向けた検討が必要となってきています。

このような状況を踏まえ、本審議会に諮問のあった令和元年7月8日付け小鹿総政第146号「小鹿野町使用料等の適正化について（諮問）」について、慎重に審議し意見を集約しましたので、その結果を答申します。

## 1 使用料等の改定に対する基本的な考え方

施設の管理運営や行政サービスとしての役務に係る費用は、大部分を税で負担しているが、そこには施設や各種証明などを利用しない人が支払った税も含まれている。施設や特定の行政サービスを利用する人と、利用しない人が同じ税負担では不公平であり、この不公平を解消するため、提供されたサービスにふさわしい負担を求める「受益者負担」という考え方を原則とした。

ただし、施設の管理運営やその事務にかかる費用のすべてを受益者負担で賄うのではなく、町の施設の設置目的や、その施設の性質に合わせ、税で負担する割合と受益者が負担する割合とを定めた上で、適正な使用料を設定する。

サービスを必要とする人が必要十分なサービスを受けるためにも、行政サービスを限りある資源と捉え、受益者負担を明確にすることで、節度ある利用を促すことが必要である。

なお、証明書の発行等の手数料は、受益者のために提供された特定のサービスに要する原価の負担を求めるものであり、受益者負担率は原則として100%とする。

以上の考え方を踏まえた上で、原価計算により算出された積算上の受益者負担額に対して、近隣自治体の状況、町内類似施設の状況、個々の行政サービスを取り巻く環境等を考慮して、料金改定案を検討した。

## 2 使用料等の改定案について

使用料については、原価計算結果や町内類似施設の状況、近隣自治体との均衡等を考慮した受益者負担の適正化を図ることに鑑み、受益者への相応の負担は必要であると考え、維持管理に必要な最低限の使用料を徴収することとした。

(資料1)

なお、手数料については、原価計算及び近隣自治体との均衡等を考慮し、現行料金のままとした。

## 3 新規の使用料の設定

旧埼玉県山西省友好記念館を活用したクライミング施設については、現在建設を進めているが、使用料については、利用者数の見込み、ランニングコスト及び県内近隣施設の状況等を踏まえ算定した料金とされたい。

#### 4 付帯意見

審議過程で留意すべきとされた事項を意見として付す。

##### (1) 減免規定について

減免規定については、現行の条例等により定めてはいるが、運用についての規則や要綱等が整備されていないものもある。特に、体育施設については現行の取扱いが町民無料となっているため詳細な規定はない。また、町内の同様な施設において、減免の取扱いが違うものがあるので、受益者負担の原則から施設を均衡に利用する必要もある。

その他、障害者の社会参加を促し施設を利用してもらうためにも、障害者の利用に対しての配慮が必要である。

以上のことから、新たな減免規定を整備するにあたっての減免規定（案）を作成したので検討されたい。（資料2）

##### (2) 施設の運用について

公共施設は、利用されていなくても維持管理に係る経費を要しているため、利用率の向上に向け、PR など情報発信を強化するとともに魅力ある運営に努めることとされたい。

施設の予約に関しては、町民及び町外利用者の受付開始時期に差異を設けることは現行どおりとする。ただし、宿泊を伴う町外利用者の施設利用を想定すると、なるべく早い段階で予約ができるよう、予約の受付開始時期を検討されたい。

## (資料1) 使用料改定(案)

No.	所管課	施設名	1時間あたり原価(円)	利用率	1時間あたり単価：円			
					現行の使用料(町外)	現行の使用料(町内)	改定案町外	改定案町内
1	社会教育課	小鹿野町長若体育館	385	24.1%	1,500	0	1,500	400
2	社会教育課	小鹿野町三田川体育館	431	25.0%	1,500	0	1,500	400
3	社会教育課	小鹿野町日尾体育館	437	9.2%	1,500	0	1,500	400
4	社会教育課	小鹿野町両神体育館	304	19.9%	1,500	0	1,500	400
5	社会教育課	小鹿野町両神剣道場	130	6.8%	750	0	750	150
6	社会教育課	小鹿野町下小鹿野運動場	1,309	58.7%	1,100	0	1,100	350
7	社会教育課	小鹿野町長若運動場	49	12.9%	1,100	0	1,100	350
8	社会教育課	小鹿野町三田川運動場	152	22.6%	1,100	0	1,100	350
9	社会教育課	小鹿野町飯田運動場	43	4.5%	550	0	550	100
10	社会教育課	小鹿野町間明平運動場	281	5.8%	550	0	550	100
11	社会教育課	小鹿野町日尾第一グラウンド	82	19.9%	550	0	550	100
12	社会教育課	小鹿野町日尾第二グラウンド	33	1.9%	550	0	550	100
13	社会教育課	小鹿野町両神山村広場Aコート	164	35.1%	1,100	0	1,100	350
14	社会教育課	小鹿野町両神山村広場Bコート	91	13.5%	550	0	550	100
15	社会教育課	小鹿野町両神運動場	56	4.5%	1,100	0	1,100	350
16	社会教育課	小鹿野町クライミングウォール	5	8.5%	100	0	100	50
17	社会教育課	小鹿野小学校体育館	1,373	33.7%	1,500	0	1,500	400
18	社会教育課	長若小学校体育館	195	4.6%	1,500	0	1,500	400
19	社会教育課	三田川小学校体育館	352	4.7%	1,500	0	1,500	400
20	社会教育課	両神小学校体育館	179	7.3%	1,500	0	1,500	400
21	社会教育課	小鹿野中学校第一体育館	626	88.8%	1,500	0	1,500	400
22	社会教育課	小鹿野中学校第二体育館	683	8.9%	1,500	0	1,500	400
23	社会教育課	小鹿野中学校武道場	231	1.9%	1,500	0	1,500	400

No.	所管課	施設名	1時間あたり原価 (円)	利用率	1時間あたり単価：円			
					現行の使用 料（町外）	現行の使用 料（町内）	改定案 町外	改定案 町内
24	社会教育課	小鹿野小学校庭	44	14.4%	1,100	0	1,100	100
25	社会教育課	長若小学校庭	20	7.1%	1,100	0	1,100	100
26	社会教育課	三田川小学校庭	45	10.9%	1,100	0	1,100	100
27	社会教育課	両神小学校庭	45	9.4%	1,100	0	1,100	100
28	社会教育課	小鹿野中学校庭	560	-	1,100	0	1,100	100
29	社会教育課	小鹿野町総合運動公園野球場	1,156	30.5%	1,050	0	1,100	350
30	社会教育課	小鹿野町総合運動公園野球場スコアボード（1回あたり料金）	-	-	630	0	600	150
31	社会教育課	小鹿野町総合運動公園野球場放送設備（1回あたり料金）	-	-	420	0	400	100
32	社会教育課	小鹿野町総合運動公園テニスコート	797	43.6%	525	0	800	200
33	社会教育課	小鹿野町総合運動公園武道場（柔道場）	1,720	23.2%	1,050	0	1,500	400
34	社会教育課	小鹿野町総合運動公園武道場（剣道場）	-	-	1,050	0	1,500	400
35	社会教育課	小鹿野町総合運動公園武道場（弓道場）	-	-	1,050	0	1,000	250
36	両神公民館	両神ふるさと総合会館（研修室A）	-	-	750	500	450	300
37	両神公民館	両神ふるさと総合会館（研修室B）	-	-	500	330	300	200
38	両神公民館	両神ふるさと総合会館（研修室C）	-	-	500	330	300	200
39	両神公民館	両神ふるさと総合会館（研修室D）	-	-	500	330	300	200
40	両神公民館	両神ふるさと総合会館（和室）	-	-	500	330	300	200
41	両神公民館	両神ふるさと総合会館（視聴覚室）	-	-	750	500	450	300
42	両神公民館	両神ふるさと総合会館（調理実習室）	-	-	750	500	450	300

## 資料2 減免規定（案）

### 1 体育施設関係

(1) 町が公務のため利用するとき	免除
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）のうち、町内の公立の学校が直接その用に供するとき	免除
(3) 町のスポーツ少年団及び町の子ども会が主催する町内の体育行事等で使用するとき	免除
(4) 町の高齢者又は障害者の団体が体育行事等のために使用するとき	免除
(5) 各行政区が区民のために実施する体育行事等のために使用するとき	免除
(6) 町の体育協会が主催及び共催する各種大会等で使用するとき	免除
(7) 町の体育協会が当該団体の活動に使用するとき	100分の50相当額を減額
(8) その他特別な理由があると認めるとき	教育委員会がその都度定めた額を減額

### 2 文化センター等公民館関係

(1) 町が公務のため利用するとき	免除
(2) 町が構成員となって組織された一部事務組合、協議会等が公務のため利用するとき	免除
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）のうち、町内の公立の学校が直接その用に供するとき	免除
(4) 前号の学校が構成員となって組織された研究会、協議会等が校務のため利用するとき	免除
(5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する町内の社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行うため利用するとき	100分の50相当額を減額
(6) 町内の官公署が公務のため利用するとき	100分の50相当額を減額
(7) 町内の公立以外の学校又は保育所が直接その用に供するとき	100分の50相当額を減額
(8) 町内の公共的団体が公共又は公益のために利用するとき	100分の30相当額を減額
(9) その他特別な理由があると認めるとき	教育委員会がその都度定めた額を減額

※上記に該当する場合であっても、施設を利用するに当たり、入場料その他これに類する料金を徴収する場合にあっては、使用料の減額又は免除をしないことができる。

### 3 全体

障害者手帳所持者が利用するとき	100分の50相当額を減額
-----------------	---------------